

災害に係る住家の被害認定基準運用指針新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

新	旧																
<p>【 総 則 】</p> <p>1. 目的</p> <p>災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。</p> <p>2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被害の程度</th> <th style="text-align: center;">認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、<u>焼失若しくは流失した部分の床面積</u>がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全壊、半壊：被害認定基準による。</p> <p>※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。</p>	被害の程度	認定基準	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失若しくは流失した部分の床面積</u> がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	<p>【 総 則 】</p> <p>1. 目的</p> <p>災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。</p> <p>2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">被害の程度</th> <th style="text-align: center;">認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、<u>消失若しくは流失した部分の床面積</u>がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全壊、半壊：被害認定基準による</p> <p>※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による</p>	被害の程度	認定基準	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>消失若しくは流失した部分の床面積</u> がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
被害の程度	認定基準																
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失若しくは流失した部分の床面積</u> がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。																
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。																
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。																
被害の程度	認定基準																
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>消失若しくは流失した部分の床面積</u> がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。																
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。																
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。																

新	旧
<p>3～4. (略)</p> <p>5. 調査方法</p> <p>災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、<u>被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできる。</u></p> <p>●地震による被害</p> <p>地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。<u>ただし、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</u> (略)</p> <p>なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いの<u>下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p><u>また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。</u></p> <p>●水害による被害</p> <p>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</p> <p>第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。<u>なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。</u></p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。</p> <p>第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</p> <p>なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの<u>下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p><u>また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。</u></p> <p>●風害による被害 (略)</p>	<p>3～4. (略)</p> <p>5. 調査方法</p> <p>災害による住家被害が発生した場合、災害ごとに定める次の方法で調査を行うこととする。なお、<u>場合により、補遺に定める方法で調査を行うこともできる。</u></p> <p>●地震による被害</p> <p>地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する<u>(調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる)</u>。 (略)</p> <p>なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いを<u>必要とする。</u></p> <p><u>また、第2次調査は、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p>●水害による被害</p> <p>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、<u>津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</u></p> <p>第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、<u>津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。</u></p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、又は、第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。</p> <p>第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。</p> <p>なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いを<u>必要とする。</u></p> <p><u>また、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p>●風害による被害 (略)</p>

新	旧
<p>なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、<u>内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p>(略)</p> <h2>6. 判定方法</h2> <p>(略)</p> <p>現行の住家の被害認定基準(平成13年6月28日以降)は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを「全壊」又は「半壊」としている。</p> <p>元来、この基準は、「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号)に基づく災害報告など各省庁の災害報告の「住家全壊」「住家半壊」等の定義を統一するものとして通知されたものである(昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知。<u>ただし、当時は「住家の主要な構成要素の経済的被害が住家全体に占める損害割合」ではなく「住家の主要構造部の被害額がその住家の時価に占める割合」であった。</u>)。このうち災害報告については、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第2条第2項において「棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数」について報告を行う(住家の被害のうち全壊又は半壊の場合)ものとしている。</p> <p>平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時、建物被害調査に関して、住家の被害認定基準のほかに、固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正のための「固定資産評価基準経年減点補正率基準表」(昭和38年2月25日自治省告示第158号)があったが、必ずしも大災害を想定したものではなかったため、被災市町では、「固定資産評価基準」(昭和38年自治省告示第158号)をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」(財)日本建築防災協会(当時)及び<u>地震保険の損害調査の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を建築の専門家の支援を受けつつ税務部局で作成した。</u></p> <p>(略)</p> <p>その後の主な改定の内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等 平成25年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査(外観調査)」を追加 等 平成30年改定 <u>写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査(外観目視調査)」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等</u> <p>なお、各部位の全面積／本数／枚数の損傷程度がやむを得ない事情により確認できないときには、確認できる部分の面積／本数／枚数により損傷率を算定することも可とする。</p> <p>具体的には、災害ごとに定める次の方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定することとする。また、<u>被害の状況によっては「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこと</u></p>	<p>なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いを<u>必要とする。</u></p> <p>また、<u>原則として内部立入調査が必要であるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p>(略)</p> <h2>6. 判定方法</h2> <p>(略)</p> <p>住家の被害認定基準は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを<u>全壊又は半壊</u>としている。</p> <p>この基準は、「災害報告取扱要領」(昭和45年4月10日付消防防第246号)に基づく災害報告など各省庁の災害報告の「住家全壊」「住家半壊」等の定義を統一するものとして通知されたものである(昭和43年6月14日内閣総理大臣官房審議室長通知)。このうち災害報告については、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第2条第2項において「棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数」について報告を行う(住家の被害のうち全壊又は半壊の場合)ものとしている。</p> <p>平成7年1月17日の阪神・淡路大震災当時、建物被害調査に関して、住家の被害認定基準のほかに、固定資産家屋評価における災害時の損耗減点補正のための「固定資産評価基準経年減点補正率基準表」(昭和38年2月25日自治省告示第158号)があったが、必ずしも大災害を想定したものではなかったため、被災市町では、「固定資産評価基準」(昭和38年自治省告示第158号)をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」(財)日本建築防災協会(当時)及び「<u>地震保険損害査定指針</u>」(社)日本損害保険協会(当時)による被災状況の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を建築の専門家の支援を受けつつ税務部局で作成した。</p> <p>(略)</p> <p>その後の主な改定の内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等 平成25年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査(外観調査)」を追加 等 <p>なお、各部位の全面積／本数／枚数の損傷程度がやむを得ない事情により確認できないときには、確認できる部分の面積／本数／枚数により損傷率を算定することも可とする。</p> <p>具体的には、災害ごとに定める次の方法で損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定することとする。また、<u>場合により、補遺に定める方法で調査を行うこともできる。</u></p>

新	旧
<p>もできる。</p> <p>●地震による被害</p> <p>(1) 外観による判定 住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、<u>一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流出し、又は落ちている場合</u>、地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある場合等は、<u>当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 部位による判定 (略)</p> <p>なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</p> <p>●水害による被害</p> <p>(1) 外観による判定 住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、<u>一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等</u>は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</p> <p>(2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ) <u>津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合*には、一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし全壊、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし大規模半壊、床上1m未満のときは、住家の損害割合を20%以上とし半壊、床上まで達していないときは、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。</u></p> <p><u>津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷*が発生していない場合には、第1次調査において一見して浸水深（最も深い部分）が床上30cmまで達していないとき又は第2次調査において床上まで達していないときは、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。</u></p> <p><u>* 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。</u></p> <p>(略)</p>	<p>●地震による被害</p> <p>(1) 外観による判定 住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合及び流失地震に伴う地盤被害により基礎に著しい損傷がある場合は住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 部位による判定 (略)</p> <p>なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、<u>外壁、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</u></p> <p>●水害による被害</p> <p>(1) 外観による判定 住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合<u>又は住家の一部の階が全部倒壊している場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</u></p> <p>(2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある住家) <u>一見して浸水深の一番浅い部分が1階天井まで達したものについては全壊、床上1mまで達したものについては大規模半壊、床上まで達したものについては半壊、床上まで達していないものについては半壊に至らないと判定する。</u> <u>浸水が床上まで達していないものについては、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。</u> <u>（それ以外の住家）（第2次調査のみ）</u> <u>浸水が床上まで達していないもの（外観に外力による損傷があるもの等を除く）については、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。</u></p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(4) 部位による判定（第2次調査のみ） （略） なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、柱（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</p> <p>●風害による被害 （略）</p> <p>(3) 屋根等の損傷による判定 屋根等（木造・プレハブの住家にあつては、屋根、外壁及び建具、非木造の住家にあつては、外部仕上・雑壁・屋根及び建具）に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。</p> <p>（略）</p> <p>●航空写真等を活用した判定について <u>発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</u> <u>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</u> <u>これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</u> <u>なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>7. 部位別構成比の取扱いについて 本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位に係る施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。</p> <p>8. （略）</p> <p>9. <u>被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等</u> <u>被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判定することを目的とした被害認定</u></p>	<p>(4) 部位による判定（第2次調査のみ） （略） なお、木造・プレハブの住家にあつては、基礎又は柱（又は耐力壁）の損傷率が、非木造の住家にあつては、<u>外壁、柱</u>（又は耐力壁）又は梁の損傷率が、75%以上の場合は、住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</p> <p>●風害による被害 （略）</p> <p>(3) <u>外装</u>による判定 <u>外装</u>（木造・プレハブの住家にあつては、屋根、外壁及び建具、非木造の住家にあつては、外部仕上・雑壁・屋根）に、脱落、破損等の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。</p> <p>（略）</p> <p>7. 部位別構成比の取扱いについて 本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。</p> <p>8. （略）</p> <p>9. <u>応急危険度判定及び被災度区分判定との関係</u></p>

新	旧
<p><u>調査とは、その目的、判定の基準を異にするものであることから、被災者にこれらの判定・調査の混同が生じないように、それぞれの判定・調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要である。</u></p> <p>● <u>被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定</u></p> <p><u>被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。</u></p> <p><u>被災宅地危険度判定は、地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。宅地擁壁が倒壊していても住家に被害が及ばないケースもあり、被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判定された宅地に建てられている住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。</u></p> <p><u>被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又はより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを判定しようとするものである。</u></p> <p>● <u>地震保険損害調査・共済損害調査</u></p> <p><u>地震保険損害調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うことを目的とする。地震保険の損害認定方法は、住家の被害認定の方法とは異なることから、地震保険で「全損」、「大半損」又は「小半損」と認定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。</u></p> <p><u>共済損害調査は、自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うことを目的とする。共済損害調査における損害の区分・認定方法は、住家の被害認定の区分・方法とは異なることから、共済損害調査の結果は必ずしも住家の被害認定調査の「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」の認定とは一致しない。</u></p> <p>● <u>応急危険度判定の判定結果の活用</u></p> <p><u>住家の被害認定調査を実施するに当たり、傾斜度など応急危険度判定に係る調査の内容と共通する部分もあることから、本運用指針による被害認定調査に先立ち、<u>応急危険度判定が実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。</u></u></p> <p><u>また、調査対象とする地域の設定、<u>現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられる。</u></u></p>	<p><u>応急危険度判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも<u>全壊又は半壊と認定されるとは限らない。</u></u></p> <p><u>また、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、<u>またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。</u></u></p> <p><u>ただし、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度など調査内容において共通する部分もあることから、本運用指針による調査に先立ち<u>これらが実施されている場合に、相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。</u></u></p> <p><u>具体的には、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、<u>応急危険度判定の判定結果を参考にする。</u></u></p>

新	旧
<p><u>具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。</u></p> <p><u>さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しく傾斜していることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</u></p> <p><u>このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。</u></p> <p>10. (略)</p> <p>11. その他</p> <p>(略)</p> <p><u>また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難になることも想定すると、地元の被害認定調査経験者や税務課OBの活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受入れも重要であり、平時より協定締結等により応援・協力体制を整えておくことが必要である。</u></p> <p><u>各都道府県においては、住家の被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を促進することも必要である。</u></p>	<p><u>また、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。</u></p> <p>10. (略)</p> <p>11. その他</p> <p>(略)</p> <p><u>また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難な場合を想定すると、地元の被害認定経験者や税務課OBの活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受け入れも重要であり、平時より協定締結等により応援、協調体制を整えておく必要もあると思われる。</u></p>

新

<参考>被害認定の流れ

災害に係る住家の被害の発生

第1編

地震による被害

詳細フローはP1-4及びP1-44

<第1次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)部位*による判定

<第2次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。

第2編

水害による被害

詳細フローはP2-4、P2-5及びP2-44

<第1次調査>
(1)外観による判定
(2)浸水深による判定
【木造・プレハブ】であり、かつ、戸建ての1~2階建ての場合

<第2次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)浸水深による判定
(4)部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第3編

風害による被害

詳細フローはP3-4及びP3-40

<調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)屋根等の損傷による判定
(4)部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第4編

液状化等の地盤被害による被害

詳細フローはP4-2

○地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法

<第1次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)住家の潜り込みによる判定

<第2次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)住家の潜り込みによる判定
(4)部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

旧

<参考>被害認定の流れ

災害に係る住家の被害の発生

第1編

地震による被害

詳細フローはP1-4及びP1-44

<第1次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)部位*による判定

<第2次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

※第1次調査における判定の対象となる部位は、外部から調査可能な部位とする。

第2編

水害による被害

詳細フローはP2-4、P2-5及びP2-40

<第1次調査>
(1)外観による判定
(2)浸水深による判定
【木造・プレハブ】であり、かつ、戸建ての1~2階建てであり、かつ、津波等外力による損傷がある場合

<第2次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)浸水深による判定
(4)部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

第3編

風害による被害

詳細フローはP3-4及びP3-38

<調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)外装による判定
(4)部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

補遺

○地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法

<第1次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)住家の潜り込みによる判定

<第2次調査>
(1)外観による判定
(2)傾斜による判定
(3)住家の潜り込みによる判定
(4)部位による判定

<被災者から再調査の依頼があった場合の対応>
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新	旧
<p style="text-align: center;"><第1編 地震による被害></p> <p>地震による被害とは、地震により、地震力が作用することによる住家の損傷及び地震に伴う液状化、<u>斜面崩壊、亀裂等の地盤被害による住家の損傷をいう。</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いの<u>下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。</u></p>	<p style="text-align: center;"><第1編 地震による被害></p> <p>地震による被害とは、地震により、地震力が作用することによる住家の損傷及び地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷をいう。</p> <p>(略)</p> <p>なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いを<u>必要とする。</u></p> <p><u>また、第2次調査は、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p>

新

【木造・プレハブ】

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>

【第1次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

(3)部位*による判定

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

【第2次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

(3)部位による判定

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

該当しない

該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

被災者から申請があった場合

※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

旧

【木造・プレハブ】

<被害認定フロー（地震による被害 木造・プレハブ）>

【第1次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊

いずれかに該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

(3)部位*による判定

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

【第2次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊

いずれかに該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

(2)傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

(3)部位による判定

基礎又は柱(又は耐力壁)の損傷率が75%以上

該当しない

該当 → 全壊 (損害割合50%以上)

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

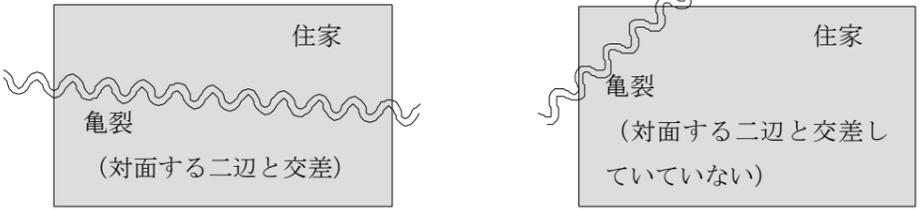
半壊に至らない

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

被災者から申請があった場合

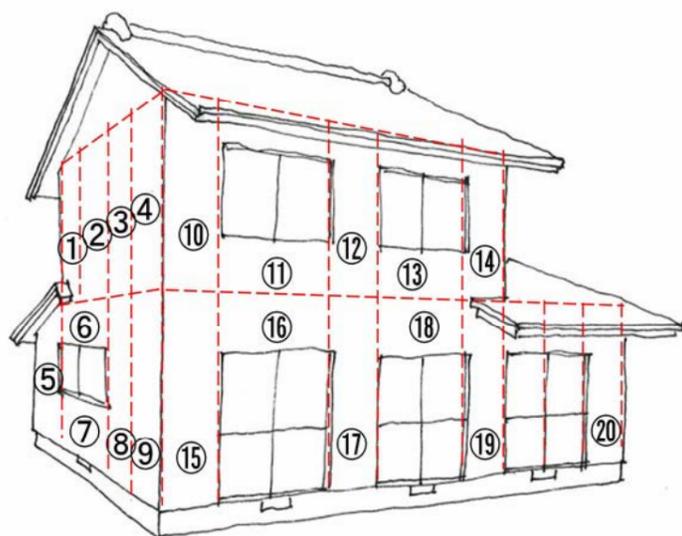
※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁(外壁)及び基礎とする。

新	旧
<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>外観目視調査により判定する。</p> <p>一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合又は一見して住家全部が流出し、若しくはずり落ちている場合、基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合、又は地盤面に亀裂が発生し、当該亀裂が住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。</p> <p>(補足)</p> <p>住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）とは、下図の左側のように亀裂が住家に対して発生している状態をいう。</p> <p>【外観による判定のみで「全壊」と判定】 【外観による判定のみで「全壊」と判定しない】</p>  <p>なお、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）において、次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家及び「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階 イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜</p> <p>ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。</p> <p>また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、</p>	<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>外観目視調査により判定する。</p> <p>判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合又は、基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。</p> <p>なお、応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。</p> <p>ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階 イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜</p> <p>ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。</p>

新	旧
<p>若しくはずり落ちていると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちていると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2) 傾斜による判定 (略) 傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。</p> <p>(略)</p> <p>1-2. 壁(外壁)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定</p> <p>① モルタル塗り仕上の壁、タイル張り仕上の壁及びびしっくい塗り仕上の壁 損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、次頁表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平屋の場合には軒高を、2階以上の住家の場合には階高を高さとして損傷外壁面積を算出する。 なお、補修の見切りの把握に当たっては、外壁の形状、使用されている部材等を勘案し、半間(約90cm)の幅等を基本として、あらかじめ壁面を分割し、分割された外壁の部分ごとに損傷程度を判定する。なお、サッシ・ガラス・ドア等の建具については、第1次調査では部位による判定の対象になっていない。</p> <p>② (略)</p>	<p>(2) 傾斜による判定 (略) 傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。</p> <p>(略)</p> <p>1-2. 壁(外壁)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定</p> <p>① モルタル塗り仕上の壁、タイル張り仕上の壁及びびしっくい塗り仕上の壁 損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、次頁表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平屋の場合には軒高を、2階以上の住家の場合には階高を高さとして損傷外壁面積を算出する。</p> <p>② (略)</p>

新

(図) 損傷外壁面積の算定



(略)

2. 第2次調査に基づく判定

(略)

(1) 外観による判定

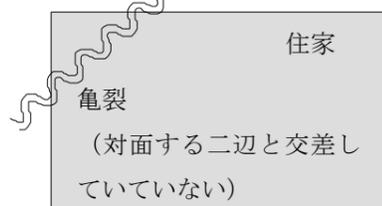
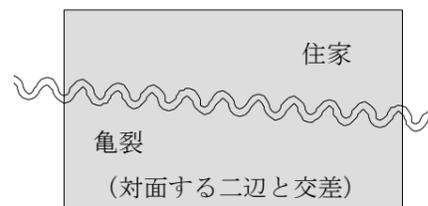
外観目視調査により判定する。

一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合又は一見して住家全部が流出し、若しくはずり落ちている場合、基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合、又は地盤面に亀裂が発生し、当該亀裂が住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。

(補足)

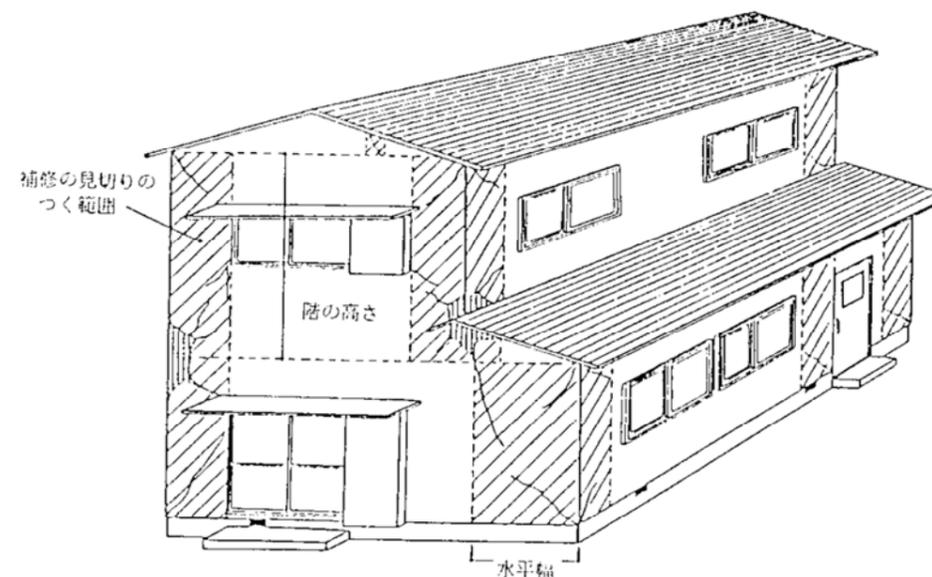
住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）とは、下図の左側のように亀裂が住家に対して発生している状態をいう。

【外観による判定のみで「全壊」と判定】 【外観による判定のみで「全壊」と判定しない】



旧

(図) 損傷外壁面積の算定



図版出典：「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針（木造編）」（財）日本建築防災協会

(略)

2. 第2次調査に基づく判定

(略)

(1) 外観による判定

外観目視調査により判定する。

判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合又は、基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。

新	旧
<p>なお、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）において、次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家及び「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>ア．建築物全体又は一部の崩壊・落階 イ．建築物全体又は一部の著しい傾斜</p> <p>ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。</p> <p>また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流出、ずり落ち等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちしていると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流出し、若しくはずり落ちしていると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>（２）傾斜による判定 （略） 傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 （略）</p> <p>（３）部位による判定 （略）</p>	<p>なお、応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。</p> <p>ア．建築物全体又は一部の崩壊・落階 イ．建築物全体又は一部の著しい傾斜</p> <p>ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。</p> <p>（２）傾斜による判定 （略） 傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。 （略）</p> <p>（３）部位による判定 （略）</p>

新

＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比（第2次調査）＞

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱（又は耐力壁）	15 %
床（階段を含む。）	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具	15 %
基礎	10 %
設備	10 %

「（2）傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満と測定された場合は、

- ①「傾斜」（＝15%）＋「屋根」＋「床（階段を含む。）」＋「外壁」＋「内壁」＋「天井」＋「建具」＋「設備」の損害割合の合計
（「柱（又は耐力壁）」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合（＝15%）に置き換える。）

- ②全ての部位別損害割合の合計
のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、柱（又は耐力壁）又は基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

（略）

2－4．外壁

（1）～（2） （略）

（3）損傷の判定

- ① モルタル塗り仕上の壁、タイル張り仕上の壁及びしっくい塗り仕上の壁

損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、下表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平屋の場合には軒高を、2階以上の住家の場合は階高を高さとして損傷外壁面を算出する。

なお、補修の見切りの把握に当たっては、外壁の形状、使用されている部材等を勘案し、半間（約90cm）の幅等を基本として、あらかじめ壁面を分割し、分割された外壁の部分ごとに損傷程度を判定する。

- ② （略）

各々の損傷の状況については、次頁表参照。

旧

＜表 木造・プレハブ住家の部位別構成比（第2次調査）＞

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱（又は耐力壁）	15 %
床（階段を含む。）	10 %
外壁	10 %
内壁	15 %
天井	5 %
建具	10 %
基礎	10 %
設備	10 %

「（2）傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満と測定された場合は、

- ①「傾斜」（＝15%）＋「屋根」＋「床（階段を含む。）」＋「外壁」＋「内壁」＋「天井」＋「建具」＋「設備」の損害割合の合計
（「柱（又は耐力壁）」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合（＝15%）に置き換える。）

- ②全ての部位別損害割合の合計
のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、柱（又は耐力壁）及び基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

（略）

2－4．外壁

（1）～（2） （略）

（3）損傷の判定

- ① モルタル塗り仕上の壁、タイル張り仕上の壁及びしっくい塗り仕上の壁

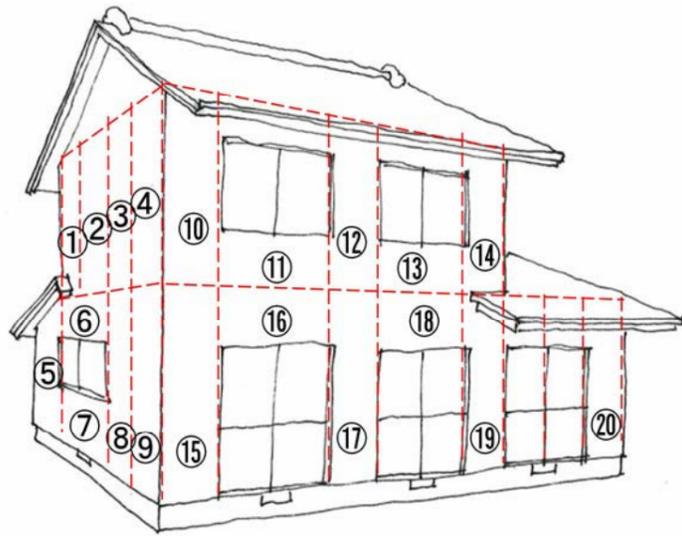
損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、下表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平屋の場合には軒高を、2階以上の住家の場合は階高を高さとして損傷外壁面を算出する。

- ② （略）

各々の損傷の状況については、下表参照。

新

(図) 損傷外壁面積の算定



2-5. 内壁

(1) ~ (2) (略)

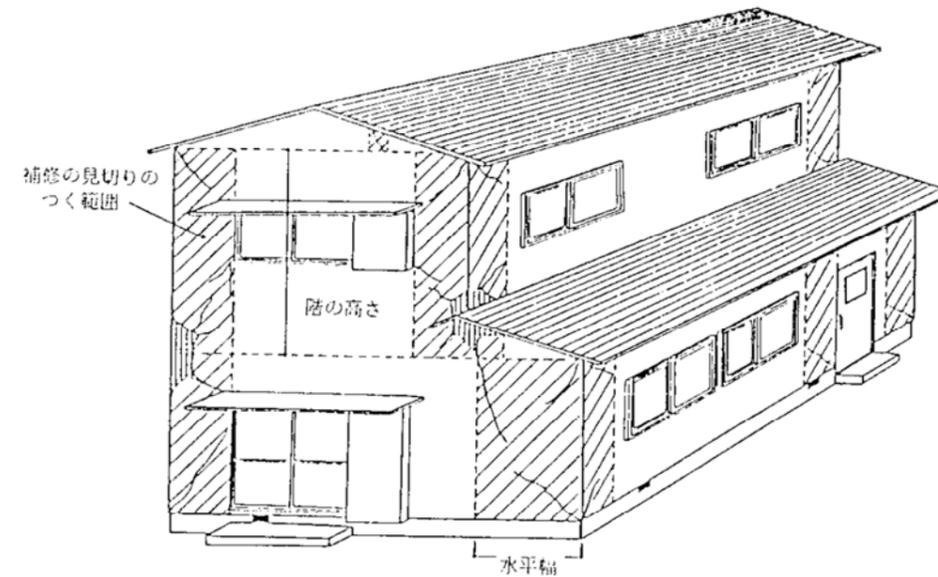
(3) 損傷の判定
(略)

<表 内壁 (構成比 10%) >

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> 塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 内壁合板にわずかなずれが生じている。 ボードの目地部にわずかなずれが生じている。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> 内壁周辺部に隙間が生じている。 内壁合板にずれが生じている。 タイルの目地に亀裂が生じている。 ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、浮きが見られる。 タイルが剥離を生じている。 クロスが破れている。 柱、梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、脱落が見られる。 タイルが剥落している。 ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> 全ての仕上材が脱落している。(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) 下地材の損傷が生じている。 	100%

旧

(図) 損傷外壁面積の算定



図版出典：「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針（木造編）」（財）日本建築防災協会

2-5. 内壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定
(略)

<表 内壁 (構成比 15%) >

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> 塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 内壁合板にわずかなずれが生じている。 ボードの目地部にわずかなずれが生じている。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> 内壁周辺部に隙間が生じている。 内壁合板にずれが生じている。 タイルの目地に亀裂が生じている。 ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、浮きが見られる。 タイルが剥離を生じている。 クロスが破れている。 柱、梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、脱落が見られる。 タイルが剥落している。 ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> 全ての仕上材が脱落している。(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) 下地材の損傷が生じている。 	100%

新

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷内壁面積}}{\text{全内壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度 (\%)}$$

※内壁の各部分の損傷程度が異なる場合には、内壁全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

※建具（サッシ・ドア等）の上下に接する内壁（腰壁・垂れ壁）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。

(略)

2-7. 建具

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

(略)

<表 建具（構成比 15%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【襖、障子】家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。 【木製サッシ】可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。 【アルミサッシ】可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。 【ドア】変形はしていないものの、表面の傷が著しい。	10%
II	【木製サッシ】壁面との間に隙間が生じている。 【アルミサッシ】鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。 【ドア】蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	【襖、障子】可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	50%
IV	【襖、障子】可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	【襖、障子】かまちの損傷が著しく、交換が必要である。 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷建具数}}{\text{全建具数}} \times \text{各建具の損傷程度 (\%)}$$

※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。

※内壁（腰壁・垂れ壁）の上下に接する建具（サッシ・ドア等）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。

(略)

旧

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷内壁面積}}{\text{全内壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度 (\%)}$$

※内壁の各部分の損傷程度が異なる場合には、内壁全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

(略)

2-7. 建具

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

(略)

<表 建具（構成比 10%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【襖、障子】家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。 【木製サッシ】可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。 【アルミサッシ】可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。 【ドア】変形はしていないものの、表面の傷が著しい。	10%
II	【木製サッシ】壁面との間に隙間が生じている。 【アルミサッシ】鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。 【ドア】蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	【襖、障子】可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	50%
IV	【襖、障子】可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	【襖、障子】かまちの損傷が著しく、交換が必要である。 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷建具数}}{\text{全建具数}} \times \text{各建具の損傷程度 (\%)}$$

※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。

(略)

新

【非木造】

<被害認定フロー（地震による被害 非木造）>

【第1次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30cm以上

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(3)部位*による判定

柱又は梁の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

被災者から申請があった場合

※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱(又は梁)並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等(外部階段を含む。)とする。

【第2次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30cm以上

いずれかに該当

該当しない

(3)部位による判定

柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

旧

【非木造】

<被害認定フロー（地震による被害 非木造）>

【第1次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30cm以上

該当

該当しない

(3)部位*による判定

柱又は梁の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

被災者から申請があった場合

※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱(又は梁)並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等(外部階段を含む。)とする。

【第2次調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(2)傾斜による判定

- ①外壁又は柱の傾斜が1/30以上
- ②(基礎ぐいを用いる住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30cm以上

該当

該当しない

(3)部位による判定

柱又は梁の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新	旧
<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査により判定する。 一見して住家全部が倒壊している場合又は一见して住家の一部の階が全部倒壊している場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 なお、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）において、次のア又はイに該当することにより「一见して危険」と判定された住家、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行うことも可能である。 ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階 イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一见して危険」と判定する場合が考えられる。 また、<u>発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</u> <u>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</u> <u>これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</u> <u>なお、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定 外壁又は柱の傾斜及び基礎の沈下量・露出量（基礎ぐいを用いた住家の場合）の測定により判定する。 (略) 傾斜が1/30以上の場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、傾斜による損害割合を20%とし、部位による判定を行う。ただし、基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が1/60以上1/30未満であり、かつ、地震に伴う液状化等の地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量（これらの量は、住家の周囲の土間コンクリート等で、沈下量0と認められる地点を基準となる地点として測定するものとする。）が30cm以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。</p>	<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査及び基礎の沈下量の測定により判定する。 <u>判定は、一见して住家全部が倒壊している場合又は一见して住家の一部の階が全部倒壊している場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。</u> なお、応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一见して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。 ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階 イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一见して危険」と判定する場合が考えられる。</p> <p>(2) 傾斜による判定 外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。 (略) 傾斜が1/30以上の場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。<u>全壊とされれば調査は終了する。</u> 傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、傾斜による損害割合を20%とし、部位による判定を行う。ただし、基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が1/60以上1/30未満であり、かつ、地震に伴う液状化等の地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量（これらの量は、住家の周囲の土間コンクリート等で、沈下量0と認められる地点を基準となる地点として測定するものとする。）が30cm以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。<u>全壊とされれば調査は終了する。</u></p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査により判定する。 一見して住家全部が倒壊している場合又は一见して住家の一部の階が全部倒壊している場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 なお、被災建築物応急危険度判定(応急危険度判定)において、次のア又はイに該当することにより「一见して危険」と判定された住家、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家(鉄骨造)及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家(鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造)については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行うことも可能である。 ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階 イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一见して危険」と判定する場合が考えられる。 また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。 例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。 これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。 なお、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2) 傾斜による判定 外壁又は柱の傾斜及び基礎の沈下量・露出量(基礎ぐいを用いた住家の場合)の測定により判定する。 (略) 傾斜が1/30以上の場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、傾斜による損害割合を20%とし、部位による判定を行う。ただし、基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が1/60以上1/30未満であり、かつ、地震に伴う液状化等の地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量(これらの量は、住家の周囲の土間コンクリート等で、沈下量0と認められる地点を基準となる地点として測定するものとする。)が30cm以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。</p>	<p>(略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査及び基礎の沈下量の測定により判定する。 判定は、一见して住家全部が倒壊している場合又は一见して住家の一部の階が全部倒壊している場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。 なお、応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一见して危険」と判定された住家については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。 ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階 イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜 ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一见して危険」と判定する場合が考えられる。</p> <p>(2) 傾斜による判定 外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。 (略) 傾斜が1/30以上の場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。 傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、傾斜による損害割合を20%とし、部位による判定を行う。ただし、基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が1/60以上1/30未満であり、かつ、地震に伴う液状化等の地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量(これらの量は、住家の周囲の土間コンクリート等で、沈下量0と認められる地点を基準となる地点として測定するものとする。)が30cm以上の場合は、当該住家</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>(3) 部位による判定 (略)</p> <p>また、柱（又は耐力壁）又は梁については、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</p> <p>(略)</p> <p>2-4. 内部仕上・天井</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各部分の損傷程度が異なる場合には、内部仕上・天井全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。</p> <p>※<u>建具（サッシ・ドア等）の上下に接する内壁（腰壁・垂れ壁）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2-5. 建具</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。</p> <p>※<u>内壁（腰壁・垂れ壁）の上下に接する建具（サッシ・ドア等）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。<u>全壊とされれば調査は終了する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 部位による判定 (略)</p> <p>また、柱（又は耐力壁）及び梁については、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。</p> <p>(略)</p> <p>2-4. 内部仕上・天井</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各部分の損傷程度が異なる場合には、内部仕上・天井全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。</p> <p>(略)</p> <p>2-5. 建具</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。</p> <p>(略)</p>

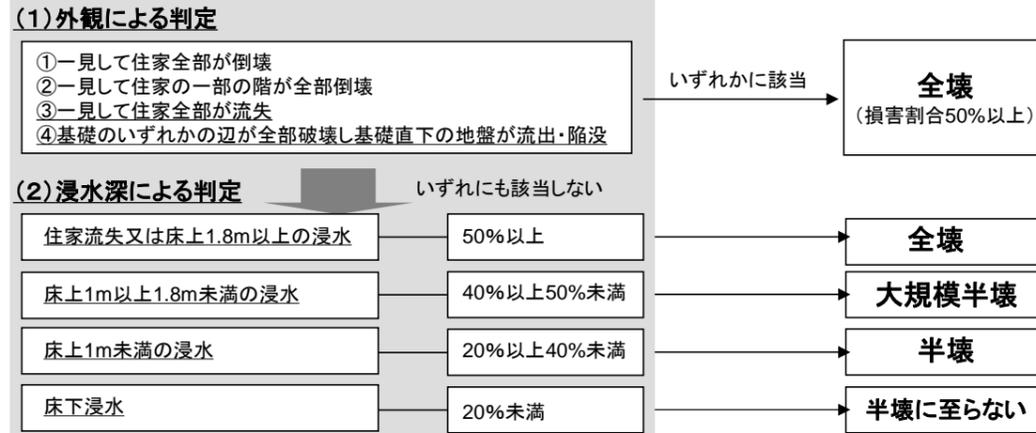
新	旧
<p style="text-align: center;">＜第2編 水害による被害＞</p> <p>水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。</p> <p>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。</p> <p>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</p> <p>第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。<u>なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。</u></p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、<u>第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合</u>又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。</p> <p>第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p>なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、<u>内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p> <p><u>また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜第2編 水害による被害＞</p> <p>水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷をいう。</p> <p>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。</p> <p>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</p> <p>第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合を対象に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p>第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、又は、第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。</p> <p>第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p>なお、第2次調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とする。<u>また、第2次調査は、原則として、内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。</u></p> <p>第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。</p> <p>再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。</p>

新

【木造・プレハブ】

<被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）>

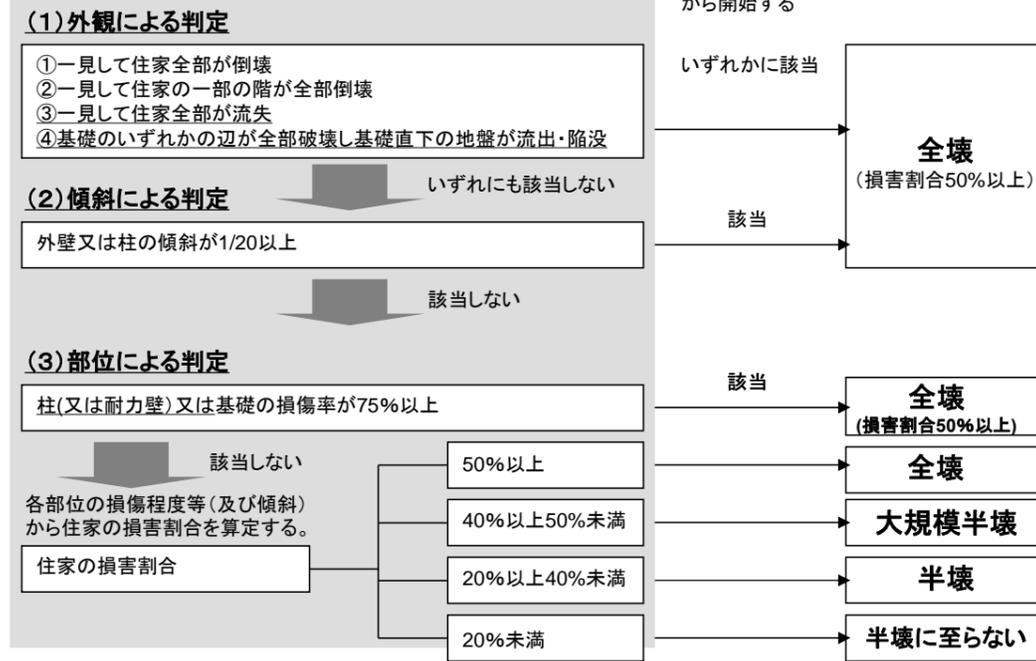
戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷*が発生している場合



【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(※) 戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

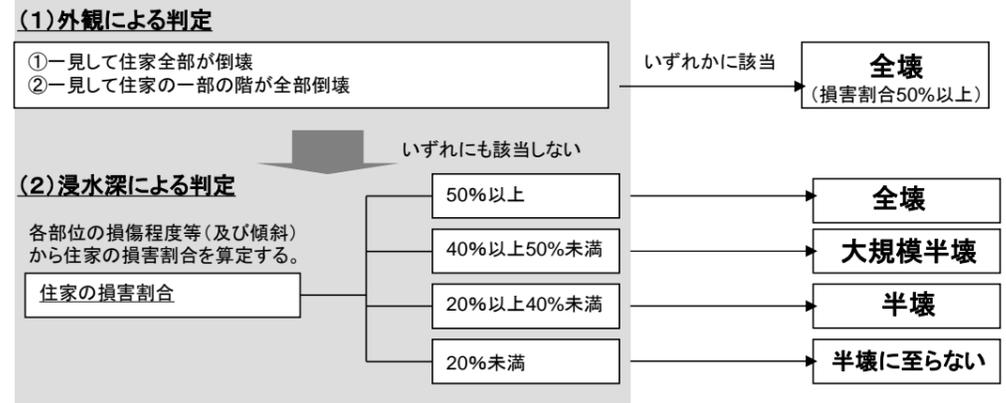
* 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く)に該当する損傷をいう。

旧

【木造・プレハブ】

<被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）>

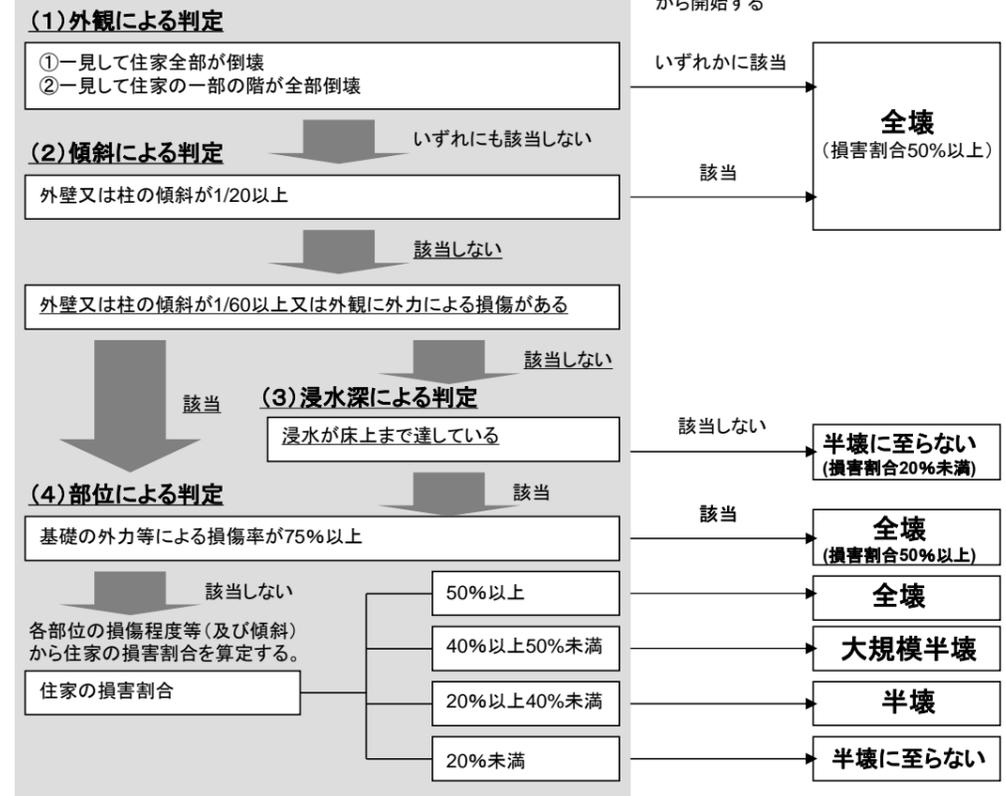
戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がある場合【第1次調査】



【第2次調査】

被災者から申請があった場合

(※) 戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

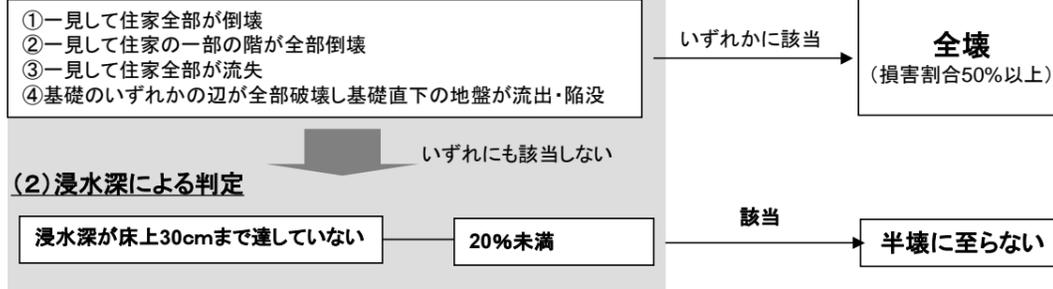
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新

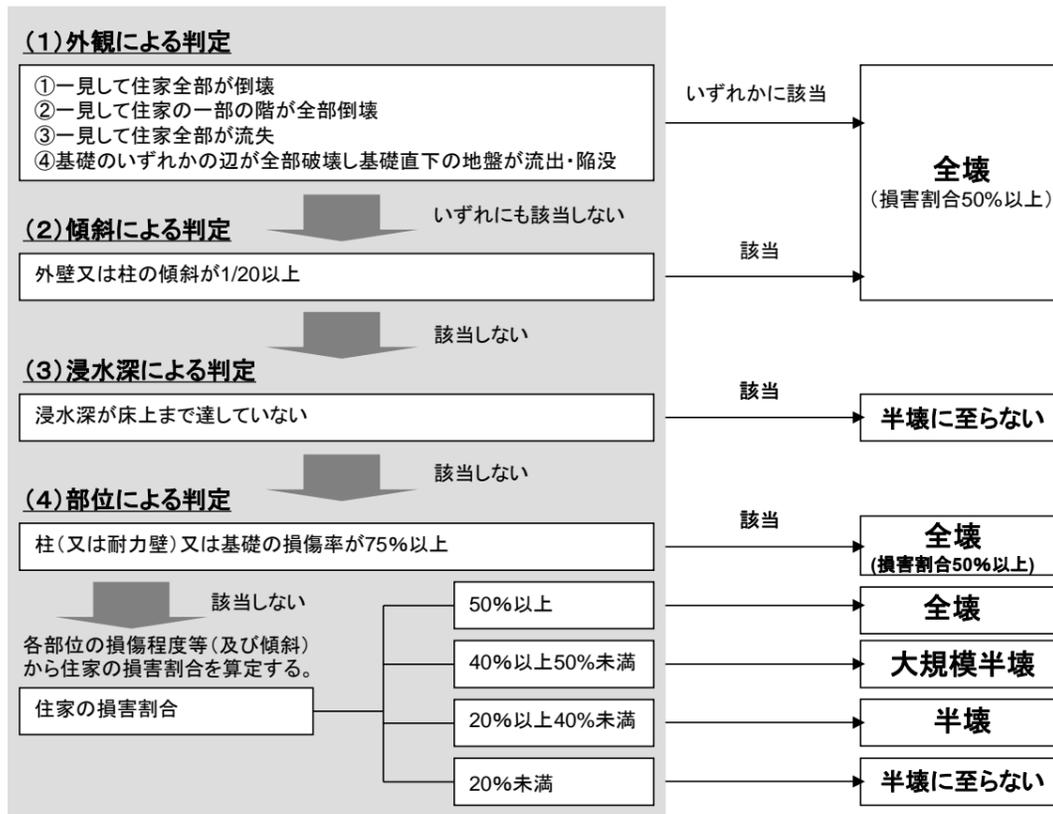
旧

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷*が発生していない場合

【第1次調査】



【第2次調査】 (1)(2)いずれにも該当しない場合又は被災者から申請があった場合



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施
再調査では第2次調査(4)部位による判定を中心に実施する

* 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く)に該当する損傷をいう。

新

【調査】 戸建ての1～2階建てでない場合

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

(3) 部位による判定

柱(又は耐力壁)又は基礎の損傷率が75%以上

該当

全壊
(損害割合50%以上)

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

該当しない

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

住家の損害割合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

旧

【調査】

戸建ての1～2階建てでない場合や、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力による損傷がない場合(第1次調査に該当しない場合)

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

外壁又は柱の傾斜が1/60以上又は外観に外力による損傷がある

該当しない

(3) 浸水深による判定

浸水が床上まで達している

該当しない

該当しない

半壊に至らない
(損害割合50%以上)

(4) 部位による判定

基礎の外力等による損傷率が75%以上

該当

該当

全壊
(損害割合50%以上)

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

該当しない

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

住家の損害割合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新	旧
<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>第1次調査の対象は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであるものが対象である。</p> <p>外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>外観目視調査により判定する。</p> <p>一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。</p> <p>また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</p> <p>これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</p> <p>なお、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</p> <p>(2) 浸水深による判定</p> <p>①津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合</p> <p>「外力が作用することによる一定以上の損傷」とは、外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。</p>	<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>第1次調査の対象は、戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害があるものが対象である。</p> <p>外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>外観目視調査により判定する。</p> <p>判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合又は一見して住家全部が流している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。</p> <p>(2) 浸水深による判定</p>

新

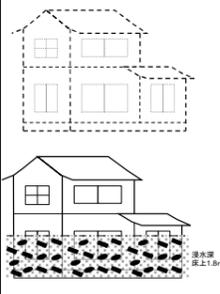
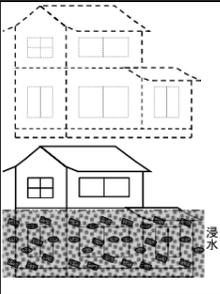
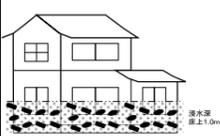
旧

【外壁・建具の損傷程度 50～100%（浸水による損傷を除く）の損傷の例示】

程度	損傷の例示	損傷程度
Ⅲ	<p>(外壁)</p> <p>【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落している。</p> <p>【ボード】目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。</p> <p>(建具)</p> <p>【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。</p> <p>【アルミサッシ】ガラスが破損している。</p>	50%
Ⅳ	<p>(外壁)</p> <p>【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。</p> <p>【ボード】釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。</p> <p>(建具)</p> <p>【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。</p> <p>【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。</p>	75%
Ⅴ	<p>(外壁)</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての仕上材が脱落している。 下地材に破損が生じている。 <p>(建具)</p> <p>【木製サッシ、木製建具】破壊されている。</p> <p>【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。</p> <p>【アルミドア、木製ドア】破壊されている。</p>	100%

このような損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合は、下図を参考に、外観目視調査により、浸水深を把握し、被害の程度を判定する。なお、浸水深は最も浅い部分で測定する。

下図を参考に、外観の目視調査により、浸水深を把握し、被害の程度を判定する。なお、浸水深は最も浅い部分で測定する。

新					旧				
	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>		住家流失 又は 1階天井まで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>		床上1mまで浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>
	床上1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>		床上浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>
	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%未満	半壊に至らない	<input type="checkbox"/>		床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%未満	半壊に至らない	<input type="checkbox"/>

※【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の住家被害に限り適用

※【サンプル調査による被害認定の調査・判定方法】
区域内のすべての住家が【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生し、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定する。

※水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合

①に掲げる損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具（サッシ・ガラス・ドア）に1箇所も発生していない場合で、浸水深（最も深い部分）が床上30cmまで達していないときは、「半壊に至らない」と判定して調査を終了する。なお、浸水深（最も深い部分）が床上30cm以上である場合は、引き続き第2次調査を実施する。

※【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合の住家被害に限り適用

※【サンプル調査による被害認定の調査・判定方法】
区域内のすべての住家が【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合であり、かつ、1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定する。

新	旧
<p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>第2次調査の対象は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があったもの、<u>第1次調査を実施した</u> <u>が判定には至らなかったもの又は第1次調査の対象に該当しないものが対象である。</u></p> <p>第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構 成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、 部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を 判定する。</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>外観目視調査により判定する。</p> <p>一見して住家全部が倒壊している場合、一见して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一见して住 家全部が流失している場合又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地 盤が流出、陥没等している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、<u>「全壊」と判定して、調査を終了</u> <u>する。</u></p> <p>また、<u>発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判</u> <u>断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</u></p> <p>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合 や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊、流失等した住家が集中していると想定される場合などが 考えられる。</p> <p>これらの場合において、<u>航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変</u> <u>わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失して</u> <u>いると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うこと</u> <u>も可能である。</u></p> <p>なお、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると 判定できない場合には、<u>現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定</p> <p>外壁又は柱の傾斜の測定により、判定する。</p> <p>(略)</p> <p>傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。</p> <p>傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、傾斜による損害割合を15%とし、部位による判定を行う。 また、傾斜が1/60未満である場合は、傾斜による判定は行わず、部位による判定のみを行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>第2次調査の対象は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があったもの、又は、第1次調査の対 象に該当しないものが対象である。</p> <p>第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構 成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、 部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を 判定する。</p> <p>(1) 外観による判定</p> <p>外観目視調査により判定する。</p> <p>判定は、<u>一见して住家全部が倒壊している場合又は一见して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、</u> <u>当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定</p> <p>外壁又は柱の傾斜を<u>下げ振り等により測定し、判定を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。全壊とされれば調査 は終了する。</p> <p>傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、傾斜による損害割合を15%とし、<u>(4) 部位による判定を行う。</u> また、傾斜が1/60未満である場合は、傾斜による判定は行わず、<u>(3) 浸水深による判定及び(4)</u> <u>部位による判定を行う。</u></p> <p>(略)</p>

新

(3) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1~2階建てで、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合)

住家の浸水深を確認し、判定を行う。

浸水深(最も深い部分)が床上まで達していない場合は、住家の損害割合を20%未満とし、「半壊に至らない」と判定して、調査を終了する。

(4) 部位による判定

(略)

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15 %
柱(又は耐力壁)	15 %
床(階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具	15 %
基礎	10 %
設備	10 %

「(2) 傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満と測定された場合は、

①「傾斜」(=15%) + 「屋根」 + 「床(階段を含む。)」 + 「外壁」 + 「内壁」 +

「天井」 + 「建具」 + 「設備」の損害割合の合計

(「柱(又は耐力壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換える。)

②全ての部位別損害割合の合計

のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、柱(又は耐力壁)又は基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

旧

(3) 浸水深による判定

住家の浸水深を確認し、判定を行う。

浸水が床上まで達していないもの(外観に外力による損傷があるものを除く。)については、住家の損害割合を20%未満とし、半壊に至らないと判定する。半壊に至らないとされれば調査は終了する。

(4) 部位による判定

(略)

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部位名称	構成比
屋根	15 %
柱(又は耐力壁)	15 %
床(階段を含む。)	10 %
外壁	10 %
内壁	15 %
天井	5 %
建具	10 %
基礎	10 %
設備	10 %

「(2) 傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満と測定された場合は、

①「傾斜」(=15%) + 「屋根」 + 「床(階段を含む。)」 + 「外壁」 + 「内壁」 +

「天井」 + 「建具」 + 「設備」の損害割合の合計

(「柱(又は耐力壁)」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合(=15%)に置き換える。)

②全ての部位別損害割合の合計

のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、柱(又は耐力壁)及び基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

新

2-4. 外壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

① モルタル塗り仕上の壁、タイル張り仕上の壁及びびっく塗り仕上の壁

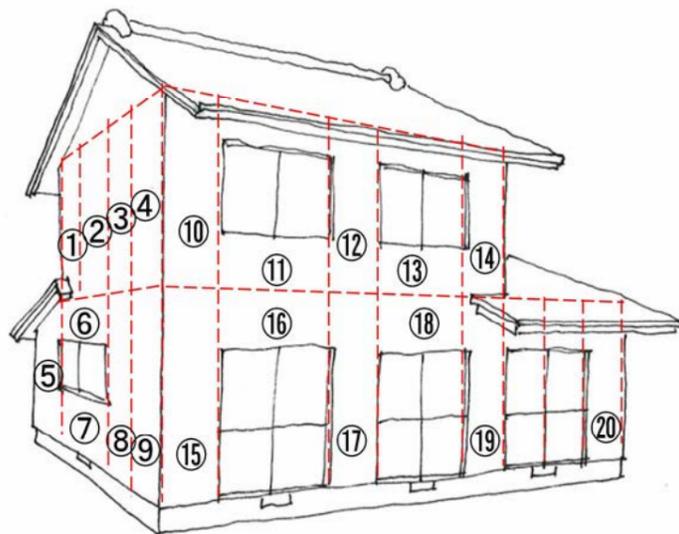
損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、下表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平屋の場合には軒高を、2階以上の住家の場合は階高を高さとして損傷外壁面を算出する。

なお、補修の見切りの把握に当たっては、外壁の形状、使用されている部材等を勘案し、半間（約90cm）の幅等を基本として、あらかじめ壁面を分割し、分割された外壁の部分ごとに損傷程度を判定する。

② (略)

各々の損傷の状況については、次頁表参照。

(図) 損傷外壁面積の算定



旧

2-4. 外壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

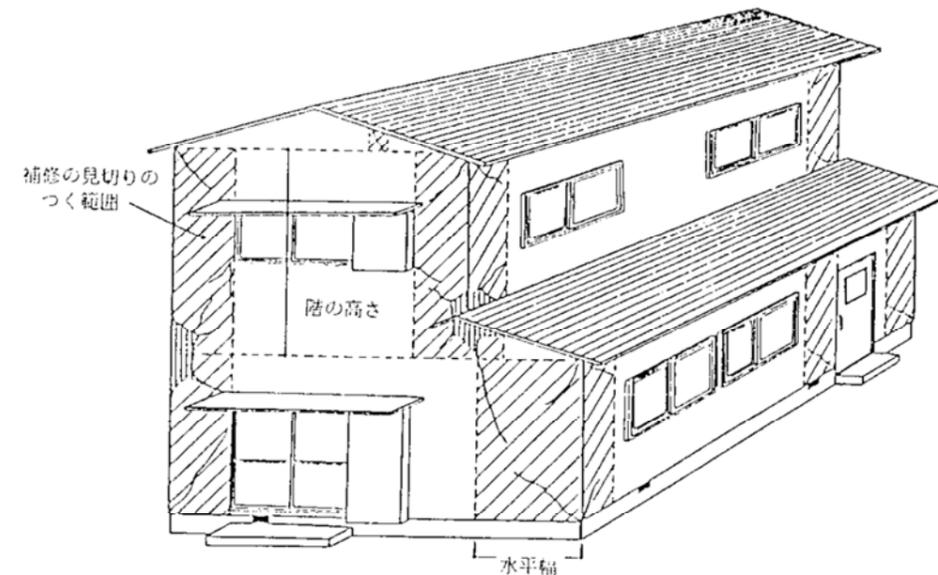
① モルタル塗り仕上の壁、タイル張り仕上の壁及びびっく塗り仕上の壁

損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、下表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平屋の場合には軒高を、2階以上の住家の場合は階高を高さとして損傷外壁面を算出する。

② (略)

各々の損傷の状況については、下表参照。

(図) 損傷外壁面積の算定



図版出典：「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針（木造編）」（財）日本建築防災協会

新

2-5. 内壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定
(略)

<表 内壁(構成比10%)>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> 塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 内壁合板にわずかなずれが生じている。 ボードの目地部にわずかなずれが生じている。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> 内壁周辺部に隙間が生じている。 内壁合板にずれが生じている。 タイルの目地に亀裂が生じている。 ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、浮きが見られる。 タイルが剥離を生じている。 クロスが破れている。 柱・梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度) 浸水により塗土の半分程度が剥落している。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、脱落が見られる。 タイルが剥落している。 ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> 全ての仕上材が脱落している。(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) 下地材の損傷が生じている。 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) 浸水により塗土の大半が剥落している。 	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷内壁面積}}{\text{全内壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度} (\%)$$

※内壁の各部分の損傷程度が異なる場合には、内壁全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

※建具(サッシ・ドア等)の上下に接する内壁(腰壁・垂れ壁)の部分については、建具(サッシ・ドア等)と内壁(腰壁・垂れ壁)の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。

(略)

旧

2-5. 内壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定
(略)

<表 内壁(構成比15%)>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> 塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 内壁合板にわずかなずれが生じている。 ボードの目地部にわずかなずれが生じている。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> 内壁周辺部に隙間が生じている。 内壁合板にずれが生じている。 タイルの目地に亀裂が生じている。 ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、浮きが見られる。 タイルが剥離を生じている。 クロスが破れている。 柱・梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度) 浸水により塗土の半分程度が剥落している。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、脱落が見られる。 タイルが剥落している。 ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> 全ての仕上材が脱落している。(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) 下地材の損傷が生じている。 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) 浸水により塗土の大半が剥落している。 	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷内壁面積}}{\text{全内壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度} (\%)$$

※内壁の各部分の損傷程度が異なる場合には、内壁全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

(略)

新

2-7. 建具

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

(略)

<表 建具（構成比 15%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【襖、障子】家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。 【木製サッシ】可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。 【アルミサッシ】可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。 【ドア】変形はしていないものの、表面の傷が著しい。 【共通】浸水による襖・障子・ドアの破損（表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度）	10%
II	【木製サッシ】壁面との間に隙間が生じている。 【アルミサッシ】鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。 【ドア】蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	【襖、障子】可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	50%
IV	【襖、障子】可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	【襖、障子】かまちの損傷が著しく、交換が必要である。 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。 【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。 (再使用が不可能な程度)	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷建具数}}{\text{全建具数}} \times \text{各建具の損傷程度 (\%)}$$

※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。
※内壁（腰壁・垂れ壁）の上下に接する建具（サッシ・ドア等）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。

(略)

旧

2-7. 建具

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

(略)

<表 建具（構成比 10%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【襖、障子】家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。 【木製サッシ】可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。 【アルミサッシ】可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。 【ドア】変形はしていないものの、表面の傷が著しい。 【共通】浸水による襖・障子・ドアの破損（表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度）	10%
II	【木製サッシ】壁面との間に隙間が生じている。 【アルミサッシ】鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。 【ドア】蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	【襖、障子】可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	50%
IV	【襖、障子】可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	【襖、障子】かまちの損傷が著しく、交換が必要である。 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。 【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。 (再使用が不可能な程度)	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷建具数}}{\text{全建具数}} \times \text{各建具の損傷程度 (\%)}$$

※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。

(略)

新

【非木造】

<被害認定フロー（水害による被害 非木造）>

【調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

(2)傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/30以上

該当

該当しない

(基礎ぐいを有する住家について、)外壁又は柱の傾斜が1/60以上かつ最大沈下量又は最大露出量が30cm以上

該当

(3)部位による判定

柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が75%以上

該当

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊
(損害割合50%以上)

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

旧

【非木造】

<被害認定フロー（水害による被害 非木造）>

【調査】

(1)外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

(2)傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/30以上

該当

該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/60以上又は外観に外力による損傷がある

該当しない

(3)浸水深による判定

浸水が床上まで達している

該当しない

(4)部位による判定

該当

柱、耐力壁又は梁の外力等による損傷率が75%以上

該当しない

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊
(損害割合50%以上)

半壊に至らない
(損害割合50%以上)

全壊
(損害割合50%以上)

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新	旧
<p>1. 調査・判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査により判定する。 一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 <u>また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</u> <u>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</u> <u>これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</u> <u>なお、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定 外壁又は柱の傾斜及び基礎の沈下量の測定により判定する。 (略) 傾斜が 1/30 以上の場合は当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 傾斜が 1/60 以上 1/30 未満の場合は、傾斜による損害割合を 20%とし、部位による判定を行う。<u>ただし、基礎ぐいを用いた住家については、傾斜が 1/60 以上 1/30 未満であり、かつ、地盤被害により基礎の最大沈下量又は最大露出量（これらの量は、住家の周囲の土間コンクリート等で、沈下量 0 と認められる地点を基準となる地点として測定するものとする。）が 30cm 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。</u></p> <p>(3) 部位による判定 (略) また、柱（又は耐力壁）又は梁については、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が 75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。 (略)</p>	<p>1. 調査・判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査により判定する。 判定は、一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。<u>全壊とされれば調査は終了する。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定 外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。 (略) 傾斜が 1/30 以上の場合は当該住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。<u>全壊とされれば調査は終了する。</u> 傾斜が 1/60 以上 1/30 未満の場合は、傾斜による損害割合を 20%とし、部位による判定を行う。</p> <p>(3) 浸水深による判定 <u>住家の浸水深を確認し、判定を行う。</u> <u>浸水が床上まで達していないもの（外観に外力による損傷があるものを除く。）については、住家の損害割合を 20%未満とし、半壊に至らないと判定する。半壊に至らないとされれば調査は終了する。</u></p> <p>(4) 部位による判定 (略) また、柱（又は耐力壁）及び梁については、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が 75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。 (略)</p>

新	旧
<p>1-4. 内部仕上・天井</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各部分の損傷程度が異なる場合には、内部仕上・天井全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。</p> <p>※<u>建具（サッシ・ドア等）の上下に接する内壁（腰壁・垂れ壁）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1-5. 建具</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。</p> <p>※<u>内壁（腰壁・垂れ壁）の上下に接する建具（サッシ・ドア等）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1-4. 内部仕上・天井</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各部分の損傷程度が異なる場合には、内部仕上・天井全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。</p> <p>(略)</p> <p>1-5. 建具</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。</p> <p>(略)</p>

新

旧

＜第3編 風害による被害＞

＜第3編 風害による被害＞

風害による被害とは、竜巻や台風等により、風圧力が作用することによる住家の損傷、暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷及び損傷した箇所から雨が降り込むことによる機能損失等の損傷をいう。

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握により行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合又は明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

調査実施後、被災者から判定結果に対する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

風害による被害とは、竜巻や台風等により、風圧力が作用することによる住家の損傷、暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷及び損傷した箇所から雨が降り込むことによる機能損失等の損傷をいう。

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握により行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合又は明らかに被害の程度が半壊に至らないと判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いを必要とする。

また、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

調査実施後、被災者から判定結果に対する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

新	旧
<p>1. 調査・判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査により判定する。 判定は、一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定して、<u>調査を終了する。</u> <u>また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</u> <u>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</u> <u>これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</u> <u>なお、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定 (略) 傾斜が 1 / 2 0 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定して、<u>調査を終了する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 屋根等の損傷による判定 屋根、外壁及び建具のいずれにも以下の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合は 20%未満とし、「半壊に至らない」と判定して<u>調査を終了する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 部位による判定 (略)</p>	<p>1. 調査・判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査により判定する。 判定は、一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、<u>全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定 (略) 傾斜が 1 / 2 0 以上の場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、<u>全壊と判定する。全壊とされれば調査は終了する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 屋根等の損傷による判定 屋根、外壁及び建具のいずれにも以下の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合は 20%未満とし、<u>半壊に至らないと判定する。半壊に至らないとされれば調査は終了する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 部位による判定 (略)</p>

新

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱（又は耐力壁）	15 %
床（階段を含む。）	10 %
外壁	10 %
内壁	10 %
天井	5 %
建具	15 %
基礎	10 %
設備	10 %

「（２）傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満と測定された場合は、

- ①「傾斜」（=15%）＋「屋根」＋「床（階段を含む。）」＋「外壁」＋「内壁」＋「天井」＋「建具」＋「設備」の損害割合の合計
 （「柱（又は耐力壁）」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合（=15%）に置き換える。）

- ②全ての部位別損害割合の合計
 のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、柱（又は耐力壁）又は基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

（略）

旧

<表 木造・プレハブ住家の部位別構成比>

部 位 名 称	構 成 比
屋根	15 %
柱（又は耐力壁）	15 %
床（階段を含む。）	10 %
外壁	10 %
内壁	15 %
天井	5 %
建具	10 %
基礎	10 %
設備	10 %

「（２）傾斜による判定」により外壁又は柱の傾斜が1/60以上1/20未満と測定された場合は、

- ①「傾斜」（=15%）＋「屋根」＋「床（階段を含む。）」＋「外壁」＋「内壁」＋「天井」＋「建具」＋「設備」の損害割合の合計
 （「柱（又は耐力壁）」及び「基礎」の損害割合を「傾斜」の損害割合（=15%）に置き換える。）

- ②全ての部位別損害割合の合計
 のいずれか大きな数値をとり、判定する。

また、柱（又は耐力壁）及び基礎は、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

（略）

新

1-4. 外壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

① モルタル塗り仕上の壁、タイル張り仕上の壁及びびっく塗り仕上の壁

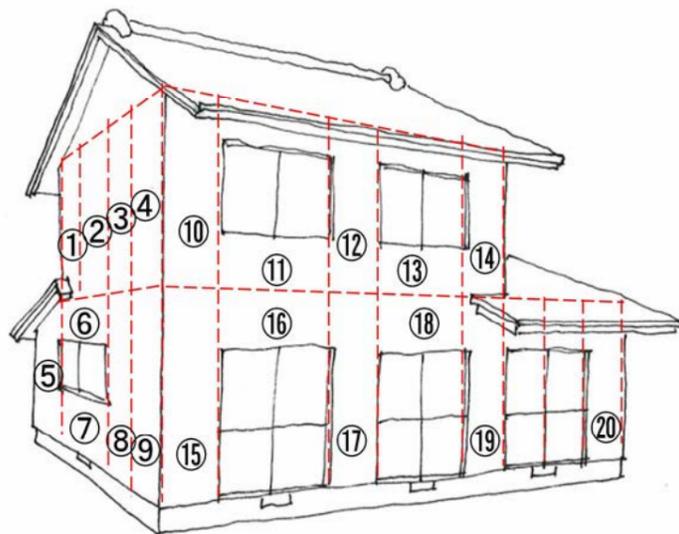
損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、下表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平屋の場合には軒高を、2階以上の住家の場合は階高を高さとして損傷外壁面を算出する。

なお、補修の見切りの把握に当たっては、外壁の形状、使用されている部材等を勘案し、半間（約90cm）の幅等を基本として、あらかじめ壁面を分割し、分割された外壁の部分ごとに損傷程度を判定する。

② (略)

各々の損傷の状況については、次頁表参照。

(図) 損傷外壁面積の算定



旧

1-4. 外壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

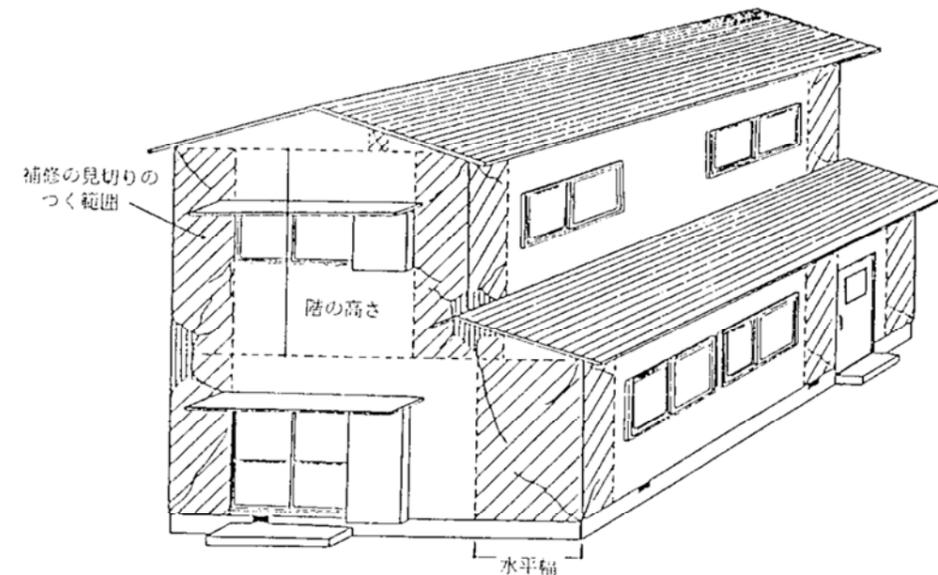
① モルタル塗り仕上の壁、タイル張り仕上の壁及びびっく塗り仕上の壁

損傷面積は、補修の見切りのつく範囲までとし、下表のような損傷を受けた範囲の水平長さを求めたうえで、平屋の場合には軒高を、2階以上の住家の場合は階高を高さとして損傷外壁面を算出する。

② (略)

各々の損傷の状況については、下表参照。

(図) 損傷外壁面積の算定



図版出典：「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針（木造編）」（財）日本建築防災協会

新

1-5. 内壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定
(略)

<表 内壁(構成比10%)>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> 塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 内壁合板にわずかなずれが生じている。 ボードの目地部にわずかなずれが生じている。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> 内壁周辺部に隙間が生じている。 内壁合板にずれが生じている。 タイルの目地に亀裂が生じている。 ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、浮きが見られる。 タイルが剥離を生じている。 クロスが破れている。 柱、梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度) 浸水により塗土の半分程度が剥落している。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、脱落が見られる。 タイルが剥落している。 ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> 全ての仕上材が脱落している。(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) 下地材の損傷が生じている。 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) 浸水により塗土の大半が剥落している。 	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷内壁面積}}{\text{全内壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度}(\%)$$

※内壁の各部分の損傷程度が異なる場合には、内壁全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

※建具(サッシ・ドア等)の上下に接する内壁(腰壁・垂れ壁)の部分については、建具(サッシ・ドア等)と内壁(腰壁・垂れ壁)の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。

(略)

旧

1-5. 内壁

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定
(略)

<表 内壁(構成比15%)>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	<ul style="list-style-type: none"> 塗り壁隅角部にわずかなひび割れが生じている。 内壁合板にわずかなずれが生じている。 ボードの目地部にわずかなずれが生じている。 	10%
II	<ul style="list-style-type: none"> 内壁周辺部に隙間が生じている。 内壁合板にずれが生じている。 タイルの目地に亀裂が生じている。 ボードの目地部にひび割れやずれが生じている。 	25%
III	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、浮きが見られる。 タイルが剥離を生じている。 クロスが破れている。 柱、梁に割れが見られるため、内壁の一部の取り外しが必要である。 ボードの目地部に著しいずれ、釘打部の部分的な浮き上がり、隅角部の破損が生じている。 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。(下地材の交換を要しない程度) 浸水により塗土の半分程度が剥落している。 	50%
IV	<ul style="list-style-type: none"> 内壁合板に剥離、脱落が見られる。 タイルが剥落している。 ボードの釘の浮き上がりが見られ、脱落が生じている。 	75%
V	<ul style="list-style-type: none"> 全ての仕上材が脱落している。(見切りは不要。壁1面を100%の損傷として算定する。) 下地材の損傷が生じている。 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。(再使用が不可能な程度) 浸水により塗土の大半が剥落している。 	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷内壁面積}}{\text{全内壁面積}} \times \text{各部分の損傷程度}(\%)$$

※内壁の各部分の損傷程度が異なる場合には、内壁全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。

(略)

新

2-7. 建具

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

(略)

<表 建具（構成比 15%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【襖、障子】家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。 【木製サッシ】可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。 【アルミサッシ】可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。 【ドア】変形はしていないものの、表面の傷が著しい。 【共通】浸水による襖・障子・ドアの破損（表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度）	10%
II	【木製サッシ】壁面との間に隙間が生じている。 【アルミサッシ】鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。 【ドア】蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	【襖、障子】可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	50%
IV	【襖、障子】可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	【襖、障子】かまちの損傷が著しく、交換が必要である。 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。 【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。 (再使用が不可能な程度)	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷建具数}}{\text{全建具数}} \times \text{各建具の損傷程度 (\%)}$$

※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。
※内壁（腰壁・垂れ壁）の上下に接する建具（サッシ・ドア等）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。

(略)

旧

2-7. 建具

(1) ~ (2) (略)

(3) 損傷の判定

(略)

<表 建具（構成比 10%）>

程度	損傷の例示	損傷程度
I	【襖、障子】家具の倒れ込み等によって襖紙、障子紙が破損し、張り替えが必要である。 【木製サッシ】可動部にわずかな歪みが生じ、開閉が困難となっている。 【アルミサッシ】可動部、鍵にわずかな変形が生じ、開閉が困難になっている。 【ドア】変形はしていないものの、表面の傷が著しい。 【共通】浸水による襖・障子・ドアの破損（表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度）	10%
II	【木製サッシ】壁面との間に隙間が生じている。 【アルミサッシ】鍵の破損や、ビードのはずれが見られる。あるいは開閉が不能になっている。 【ドア】蝶番に変形が見られ、取り付け部がはずれている。	25%
III	【襖、障子】可動部が破損しているが、かまちに損傷は見られない。 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	50%
IV	【襖、障子】可動部が破損しており、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	【襖、障子】かまちの損傷が著しく、交換が必要である。 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。 【共通】 ・浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。 (再使用が不可能な程度)	100%

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷建具数}}{\text{全建具数}} \times \text{各建具の損傷程度 (\%)}$$

※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。

(略)

新

【非木造】

<被害認定フロー（風害による被害 非木造）>

【調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/30以上

該当

外壁又は柱の傾斜が1/60以上

該当しない

(3) 屋根等の損傷による判定

外部仕上げ等に脱落、破損等の損傷が生じており、住家内への浸水の恐れがある。

該当しない

半壊に至らない
(損害割合20%未満)

(4) 部位による判定

柱(又は耐力壁)又は梁の損傷率が75%以上

該当

全壊
(損害割合50%以上)

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

該当しない

50%以上

全壊

40%以上50%未満

大規模半壊

20%以上40%未満

半壊

20%未満

半壊に至らない

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

旧

【非木造】

<被害認定フロー（風害による被害 非木造）>

【調査】

(1) 外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊

いずれかに該当

全壊
(損害割合50%以上)

(2) 傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/30以上

該当

外壁又は柱の傾斜が1/60以上

該当しない

(3) 屋根等の損傷による判定

外部仕上げ等に脱落、破損等の損傷が生じており、住家内への浸水の恐れがある。

該当しない

半壊に至らない
(損害割合20%未満)

(4) 部位による判定

柱、耐力壁又は梁の損傷率が75%以上

該当

全壊
(損害割合50%以上)

各部位の損傷程度等(及び傾斜)から住家の損害割合を算定する。

該当しない

50%以上

全壊

40%以上50%未満

大規模半壊

20%以上40%未満

半壊

20%未満

半壊に至らない

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新	旧
<p>1. 調査・判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査により判定する。 一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 <u>また、発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能である。</u> <u>例えば、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合、又は倒壊等した住家が集中していると想定される場合などが考えられる。</u> <u>これらの場合において、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能である。</u> <u>なお、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定 (略) 傾斜が1/30以上の場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、調査を終了する。 傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、傾斜による損害割合を20%とし、(4)部位による判定を行う。 また、傾斜が1/60未満である場合は、傾斜による判定は行わず、(3)屋根等の損傷による判定及び(4)部位による判定を行う。 (略)</p> <p>(3) 屋根等の損傷による判定 また、外部仕上・雑壁・屋根、建具のいずれにも以下の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合は20%未満とし、「半壊に至らない」と判定して、調査を終了する。 <u>る。</u></p> <p>(4) 部位による判定 (略) また、柱(又は耐力壁)又は梁については、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 (略)</p>	<p>1. 調査・判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 外観目視調査により判定する。 判定は、一見して住家全部が倒壊している場合又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。<u>全壊とされれば調査は終了する。</u></p> <p>(2) 傾斜による判定 (略) 傾斜が1/30以上の場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。<u>全壊とされれば調査は終了する。</u> 傾斜が1/60以上1/30未満の場合は、傾斜による損害割合を20%とし、(4)部位による判定を行う。 また、傾斜が1/60未満である場合は、傾斜による判定は行わず、(3)外部仕上等の損傷による判定及び(4)部位による判定を行う (略)</p> <p>(3) 外部仕上等の損傷による判定 また、外部仕上・雑壁・屋根、建具のいずれにも以下の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、住家の損害割合は20%未満とし、半壊に至らないと判定する。<u>半壊に至らないとされれば調査は終了する。</u></p> <p>(4) 部位による判定 (略) また、柱(又は耐力壁)及び梁については、その損傷程度によっては居住のための基本的機能そのものが喪失することもあるので、本運用指針においては、いずれかの損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 (略)</p>

新	旧
<p>1-4. 内部仕上・天井</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各部分の損傷程度が異なる場合には、内部仕上・天井全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。</p> <p>※<u>建具（サッシ・ドア等）の上下に接する内壁（腰壁・垂れ壁）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>1-5. 建具</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。</p> <p>※<u>内壁（腰壁・垂れ壁）の上下に接する建具（サッシ・ドア等）の部分については、建具（サッシ・ドア等）と内壁（腰壁・垂れ壁）の面積を比較し、大きい方の部位を調査対象とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1-4. 内部仕上・天井</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各部分の損傷程度が異なる場合には、内部仕上・天井全体の損傷率は、各部分の損傷程度を加重平均して算定する。</p> <p>(略)</p> <p>1-5. 建具</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 損傷の判定 (略)</p> <p>※各建具の損傷程度が異なる場合には、建具全体の損傷率は、加重平均して算定する。</p> <p>(略)</p>

新

旧

＜第4編 液状化等の地盤被害による
被害＞

＜補遺＞

【地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法】

液状化、斜面崩壊、土砂堆積等の地盤被害により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があるものではないことに留意されたい。

地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があることとなるものではないことに留意されたい。

<被害認定フロー（液状化等の地盤被害による被害）>

【第1次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

(3) 住家の潜り込みによる判定

傾斜による判定と住家の潜り込みによる判定の被害程度の大きい方を採用
傾斜が1/100未満である場合、傾斜による判定は行わない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満

床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

いずれかに該当

上記のいずれにも該当しない

該当

半壊に至らない

全壊
(損害割合50%以上)

大規模半壊
(損害割合40%以上50%未満)

半壊
(損害割合20%以上40%未満)

被災者から申請があった場合

【第2次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出

いずれかに該当

いずれにも該当しない

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

該当しない

(3) 住家の潜り込みによる判定

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる

該当

該当しない

(4) 部位による判定

各部位の損傷程度等(及び傾斜・基礎等の地盤面下への潜り込みの状況)から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

50%以上

40%以上50%未満

20%以上40%未満

20%未満

全壊

大規模半壊

半壊

半壊に至らない

全壊
(損害割合50%以上)

被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新	旧
<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定 住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。 <u>なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合、堆積した土砂等により上昇した面を地盤面として取り扱う。</u> 住家の床上1 mまでの<u>すべての部分が地盤面下</u>に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家の床までの<u>すべての部分が地盤面下</u>に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。 基礎の天端下25 cmまでの<u>すべての部分が地盤面下</u>に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上40%未満とし、半壊と判定する。</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 原則として、第1編 地震による被害 <u>又は第2編 水害による被害の2. 第2次調査に基づく判定</u> (1) 外観による判定により実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定 (略) 住家の床上1 mまでの<u>すべての部分が地盤面下</u>に潜り込んでいない場合は、(4) 部位による判定を行い、判定する。 (略)</p> <p>(4) 部位による判定 原則として、第1編 地震による被害 <u>又は第2編 水害による被害の2. 第2次調査に基づく判定</u> (3) 部位による判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗じたものの合計(住家の損害割合)を算定する。 (略)</p>	<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定 住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。 住家の床上1 mまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。 住家の床まで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。 基礎の天端下25 cmまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上40%未満とし、半壊と判定する。</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(1) 外観による判定 原則として、第1編 地震による被害 2. 第2次調査に基づく判定 (1) 外観による判定により実施する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 住家の潜り込みによる判定 (略) 住家の床上1 mまで地盤面下に潜り込んでいない場合は、(4) 部位による判定を行い、判定する。 (略)</p> <p>(4) 部位による判定 原則として、第1編 地震による被害 2. 第2次調査に基づく判定 (3) 部位による判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗じたものの合計(住家の損害割合)を算定する。 (略)</p>

新

3. (略)

4. 留意事項

(略)

地盤被害に伴う傾斜（床・基礎を含む）及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 潜り込み	1/20 以上 ※不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 未満
床上 1m	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊
床まで	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+20x+\alpha$ 基礎・床・柱 外壁・内壁	1次 大規模半壊 2次 $20+20x+\alpha$ 基礎・床 外壁・内壁	1次 大規模半壊 2次 $10+30x+\alpha$ 基礎 床・外壁・内壁
基礎天端下 25cm まで	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+\alpha$ 基礎・床・柱	1次 半壊 2次 $20+\alpha$ 基礎・床	1次 半壊 2次 $10+10x+\alpha$ 基礎 床
それ以下	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+\alpha$ 基礎・床・柱	1次 半壊 2次 $10+\alpha$ 床	1次 被害なし 2次 <通常の被害認定>

x : 1階の床面積/住家の延床面積、α : 建具、設備等の被害

旧

3. (略)

4. 留意事項

(略)

地盤被害に伴う傾斜（床・基礎を含む）及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 潜り込み	1/20 以上 ※不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 未満
床上 1m [1.5m]	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊
床まで [0.5m]	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+25x+\alpha$	1次 大規模半壊 2次 $20+25x+\alpha$	1次 大規模半壊 2次 $10+35x+\alpha$
基礎天端下 25cm まで [0.2m]	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+\alpha$	1次 半壊 2次 $20+\alpha$	1次 半壊 2次 $10+10x+\alpha$
それ以下	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+\alpha$	1次 半壊 2次 $10+\alpha$	1次 被害なし 2次 <通常の被害認定>

x : 1階の床面積/住家の延床面積、α : 建具、設備等の被害